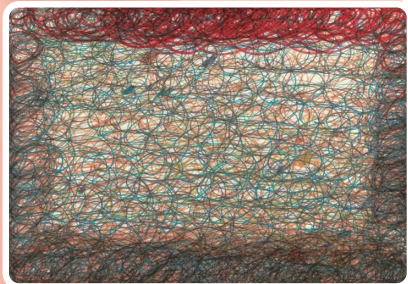


ともに生き、ともに支え合う地域づくり

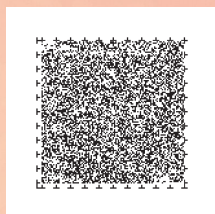
第8次 八潮市障がい者行動計画 第7期 八潮市障がい福祉計画

【概要版】



令和6年3月

八潮市



音声コード Uni-Voice

1 計画の位置づけ

本計画は、「障害者基本法」第11条第3項に基づく「障害者計画」と障害者総合支援法 第88条第1項に基づく「障害福祉計画」、児童福祉法第33条の20に基づく「障害児福祉計画」を一体的に定めたものであり、本市における障がい児・者施策を総合的かつ計画的に推進するための計画として位置づけられるものです。

2 計画の期間

この計画は、令和6年度から令和8年度までの3か年とします。

令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
		第7次障がい者行動計画 第6期障がい福祉計画		第8次障がい者行動計画 第7期障がい福祉計画		次期障がい者行動計画 次期障がい福祉計画		
		見直し		見直し				

3 計画の対象（「障がい者」の範囲）

本計画では“障がい者（障がいのある人）”を、身体障がい、知的障がい、精神障がいのある人のほか、「難病等に起因する身体又は精神上の障がいを有する人であって、継続的に生活上の支障がある人」並びに発達障害者支援法の規定に基づき「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障がい、学習障がい、注意欠陥多動性障がいその他これに類する脳機能の障がい」のある人及び高次脳機能障がいのある人も精神障がい者として、本計画の施策の対象とします。

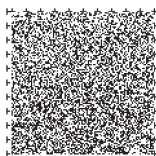
なお、「障がい児」は、児童福祉法で規定する障がい児及び精神障がい者のうち18歳未満を対象とします。

4 計画の基本理念

本市が将来、地域の絆を大切に、安心していきいきとした生活を送ることのできるまちであるために、今回の計画見直しでは、全ての人々が互いに尊重し合い、地域社会の一員として支え合い、自らの意思で自分らしい生き方を選ぶことができる地域共生社会の実現を目指し、基本理念を次のように定めます。

ともに生き、ともに支え合う地域づくり

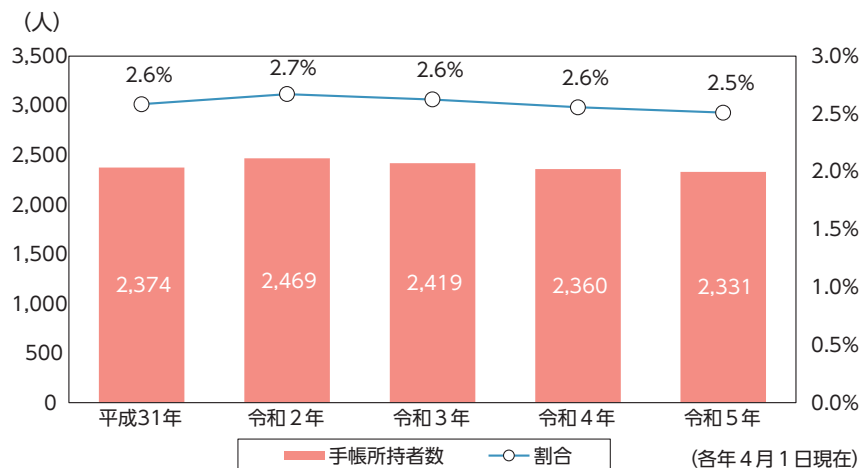
八潮市は、「ともに生き、ともに支え合う地域づくり」という基本理念のもとに、身体障がい、知的障がい、精神障がい等、全ての障がいのある人が地域で安心して日常生活や社会生活を送ることができるよう、総合的な支援を推進します。



5 本市における障がいのある人の現状

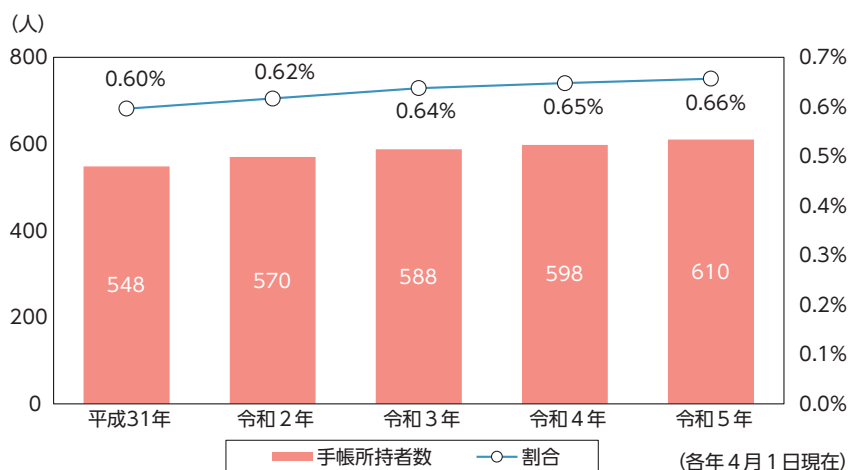
①身体障がい者

身体障がい者（身体障害者手帳所持者数）の数は、令和2年までは増加傾向となっていました、令和3年以降減少傾向となっています。令和5年4月1日現在で2,331人となっており、平成31年から43人減少しています。



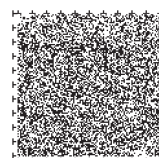
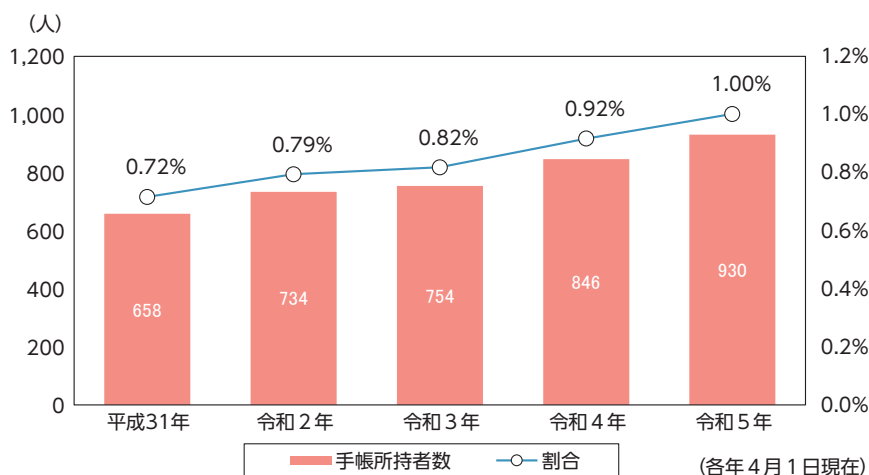
②知的障がい者

知的障がい者（療育手帳所持者）の数は、平成31年以降増加傾向となっています。令和5年4月1日現在で610人となっており、平成31年から62人増加しています。



③精神障がい者

精神障がい者（精神障害者保健福祉手帳所持者）の数は、平成31年以降増加傾向となっています。令和5年4月1日現在で930人となっており、平成31年から272人増加しています。



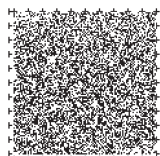
6 計画の体系

【基本目標1】 自立した地域生活の維持及び継続

【基本方針】	【基本施策】
1 地域生活への移行のための支援体制を充実	①住宅改善への支援 ②障がい者に配慮した住宅の確保 ③居住系サービスの充実 ④障がい者支援施設等の整備 ⑤施設機能の充実 ⑥地域生活への移行支援
2 保健・医療・福祉分野の連携体制の強化	①保健サービスの充実 ②医療サービスの充実 ③福祉サービスの充実
3 地域生活を支えるサービスの充実	①訪問系サービスの充実 ②介護者サービスの充実 ③コミュニケーション支援事業の充実 ④障がいの状態に応じたコミュニケーション手段の確保・充実
4 社会的障壁を解消する取組の推進	①啓発活動の推進 ②福祉教育の推進

【基本目標2】 社会参加を進めるための体制の整備

【基本方針】	【基本施策】
1 就労支援の充実	①事業所への障がい者雇用の促進 ②職域の開拓 ③市の障がい者雇用の推進 ④就労継続支援事業の充実
2 権利擁護の取組の推進	①関係機関と連携した啓発活動の推進 ②障がい者の権利擁護施策の充実
3 学習機会・活動の場の充実	①学習機会の提供 ②視覚障がい者への図書館サービスの充実 ③身体障がい者福祉センターの充実 ④スポーツ・レクリエーション活動の充実 ⑤文化・芸術活動等の充実
4 日中活動の場の充実	①活動の場の充実 ②補装具の利用促進 ③日常生活用具の給付の充実 ④車いすの貸与の充実 ⑤障がい者福祉施設の充実



【基本目標3】 障がい児の健やかな育成を支援する体制の充実

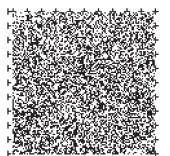
【基本方針】	【基本施策】
1 地域支援体制の充実	①障がいの早期発見・早期対応 ②療育事業の充実 ③療育ネットワークの整備 ④特別な支援が必要な障がい児に対する支援体制の構築
2 保育・医療・教育等関係機関との連携強化	①障がい児保育の充実 ②幼稚園における障がい児の受入れの要請 ③放課後児童対策の推進 ④障がい児教育の充実 ⑤医療機関等との連携 ⑥教職員研修の充実
3 地域社会への参加・共生の推進	①療育関係機関の連携強化 ②交流教育の推進 ③障がい者修学資金の給付
4 障がい児の相談支援提供体制の確保	①相談・指導の充実 ②療育相談事業の充実 ③支援関係機関との連携

【基本目標4】 地域で支え合い、安心して暮らせる環境づくりの推進

【基本方針】	【基本施策】
1 市民の理解と協働の推進	①見守り活動の推進 ②人権教育の推進 ③学習機会の充実
2 地域コミュニティ活動の推進	①学習・文化交流の促進 ②スポーツ交流の促進 ③地域・地域間交流の促進 ④地域の人材の活用 ⑤ボランティア体験機会の提供 ⑥ボランティアやNPOの養成・確保 ⑦ボランティアやNPO活動支援体制の整備
3 安全で快適なまちづくりの推進	①障がい者の自動車運転への支援 ②移動支援の充実 ③啓発・広報活動の充実 ④緊急時連絡体制の充実 ⑤災害時の支援 ⑥防災関係機関との連携強化
4 バリアフリーの推進	①公共交通機関の充実 ②福祉のまちづくりの啓発 ③利用しやすい施設づくりの推進 ④道路環境の整備

【基本目標5】 利用者本位のサービスの実現

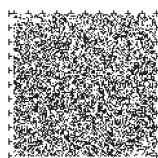
【基本方針】	【基本施策】
1 情報アクセシビリティの推進	①情報提供の充実 ②情報面でのバリアフリー化
2 相談支援提供体制の充実・強化	①総合相談体制の充実 ②ケアマネジメント等支援体制の確立 ③ピアカウンセリングへの支援
3 サービスの質の確保	①苦情対応体制の整備 ②サービス評価体制の整備
4 障がい者参画の推進	①権利擁護の推進 ②障がい者団体の育成支援 ③各種計画策定等への参画支援 ④選挙における投票対策の充実



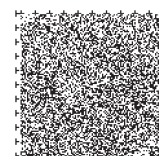
7 障がい福祉サービス等の数値目標

令和8年度末の目標

項目	目標
(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行	
施設入所から地域生活への移行者数	3人
(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築	
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	年1回
保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数	10人
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の目標設定及び評価の実施回数	年1回
精神障がい者の地域移行支援の利用者数	3人
精神障がい者の地域定着支援の利用者数	1人
精神障がい者の共同生活援助の利用者数	1人
精神障がい者の自立生活援助の利用者数	1人
精神障がい者の自立訓練（生活訓練）の利用者数	1人
(3) 地域生活支援の充実	
地域生活支援拠点等の設置	有
地域生活支援拠点のコーディネーターの配置人数	1人
自立支援協議会等の場を活用した運用状況の検証・検討実施回数	年1回以上
支援ネットワーク等による効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築	構築
強度行動障がいを有する者に対する支援体制の整備	整備
(4) 福祉施設から一般就労への移行等	
福祉施設から一般就労への移行者数	5人
就労移行支援事業利用者の一般就労への移行者数	3人
就労移行支援事業所全体の一般就労移行率5割以上の就労移行支援事業所数	1事業所
就労継続支援A型事業利用者の一般就労への移行者数	1人
就労継続支援B型事業利用者の一般就労への移行者数	1人
就労定着支援事業の利用者数	30人
就労定着率7割以上の就労定着支援事業所数	1事業所



項目	目標
(5) 障がい児支援の提供体制の整備等	
児童発達支援センターの設置数	1 か所
児童発達支援センターや障害児通所支援事業所等による障がい児の地域社会への参加・包容を推進する体制の構築	構築
主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所の設置数	(市内) 1 か所
主に重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所の設置数	(市内) 2 か所
医療的ケア児が適切な支援を受けられるための関係機関の協議の場の設置	有
医療的ケア児等に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数	3 人
(6) 相談支援体制の充実・強化等	
基幹相談支援センターの設置	設置済
基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業所の指導助言件数	50件
基幹相談支援センターによる人材育成の支援件数	20件
地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数	20回
協議会における相談支援事業所参画による個別事例検討の実施回数	10回
基幹相談支援センターにおける主任相談支援員の配置数	1 人
協議会における個別事例検討の実施の体制の確保	有
協議会における個別事例の検討実施時の参加事業者（機関）数	5 事業所
協議会の専門部会の設置数	5 個
協議会の専門部会の実施回数	30回
(7) 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築	
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有	有
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有の実施回数	年 1 回以上
県が実施する障がい福祉サービス等に係る研修その他の研修への参加人数	3 人
障がい福祉サービス等の利用状況の把握・検証の実施	実施
障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組を実施する体制の構築	構築
(8) 発達障がい者等に対する支援	
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数	3 人
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の実施者数	2 人
ペアレントメンターの人数	3 人
ピアサポートの活動への参加人数	3 人



8 障がい福祉サービスの見込量

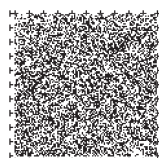
①訪問系サービス

	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
居宅介護	実人数	58	60	62
	時間/月	1,015 (17.5時間/人)	1,110 (18.5時間/人)	1,209 (19.5時間/人)
重度訪問介護	実人数	2	2	2
	時間/月	104 (52.0時間/人)	106 (53.0時間/人)	108 (54.0時間/人)
同行援護	実人数	11	12	13
	時間/月	292 (26.5時間/人)	322 (26.8時間/人)	352 (27.1時間/人)
行動援護	実人数	5	7	8
	時間/月	70 (14.0時間/人)	105 (15.0時間/人)	128 (16.0時間/人)
重度障がい者等包括支援	実人数	1	1	1
	時間/月	144 (144.0時間/人)	144 (144.0時間/人)	144 (144.0時間/人)

②日中活動系サービス

	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
生活介護	実人数	130 (50)	133 (52)	137 (54)
	日数/月	2,860 (22.0日数/人)	2,926 (22.0日数/人)	3,014 (22.0日数/人)
自立訓練（機能訓練）	実人数	1	1	1
	日数/月	3 (3.0日数/人)	3 (3.0日数/人)	3 (3.0日数/人)
自立訓練（生活訓練）	実人数	5	5	5
	日数/月	85 (17.0日数/人)	85 (17.0日数/人)	85 (17.0日数/人)
就労選択支援	実人数	—	7	8
就労移行支援	実人数	37	39	41
	日数/月	814 (22.0日数/人)	858 (22.0日数/人)	902 (22.0日数/人)
就労継続支援A型	実人数	55	62	69
	日数/月	1,210 (22.0日数/人)	1,364 (22.0日数/人)	1,518 (22.0日数/人)
就労継続支援B型	実人数	87	93	99
	日数/月	1,914 (22.0日数/人)	2,046 (22.0日数/人)	2,178 (22.0日数/人)
就労定着支援	実人数	20	24	28
療養介護	実人数	10	10	10
短期入所（福祉型・医療型）	実人数	56 (6)	62 (8)	68 (9)
	日数/月	280 (5.0日数/人)	372 (6.0日数/人)	476 (7.0日数/人)

※（ ）の数字は、うち重度障がい者の実人数



③居住系サービス

	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
自立生活援助	実人数	1	1	1
共同生活援助	実人数	63 (13)	66 (14)	71 (15)
施設入所支援	実人数	45	45	45

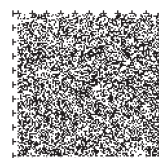
※()の数字は、うち重度障がい者の実人数

④相談支援

	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画相談支援	実人数	192	198	210
地域移行支援	実人数	3	3	3
地域定着支援	実人数	5	5	5

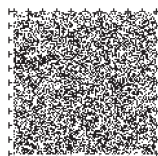
⑤障がい児支援

	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
児童発達支援	実人数	145	150	160
	日数/月	1,320 (9.1日数/人)	1,365 (9.1日数/人)	1,456 (9.1日数/人)
放課後等デイサービス	実人数	200	209	224
	日数/月	2,780 (13.9日数/人)	2,905 (13.9日数/人)	3,114 (13.9日数/人)
保育所等訪問支援	実人数	4	4	4
	日数/月	8 (2.0日数/人)	8 (2.0日数/人)	8 (2.0日数/人)
居宅訪問型児童発達支援	実人数	1	1	1
	日数/月	1 (1.0日数/人)	1 (1.0日数/人)	1 (1.0日数/人)
障がい児相談支援	実人数	135	150	165
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置	実人数	3	3	3



9 地域生活支援事業の見込量

区分		単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
【必須事業】	理解促進研修・啓発事業	状況	実施	実施	実施
	自発的活動支援事業	状況	実施	実施	実施
	障がい者相談支援事業	設置数	1	1	1
	基幹相談支援センター	設置数	1	1	1
	基幹相談支援センター等機能強化事業	状況	実施	実施	実施
	成年後見制度利用支援事業	実人数	1	1	1
	成年後見制度法人後見支援事業	状況	実施	実施	実施
	意思疎通支援事業(手話通訳者)	実人数/月	10	11	12
	意思疎通支援事業(要約筆記者)	実人数/月	3	3	3
	日常生活用具給付等事業(介護訓練支援用具)	件数	6	6	6
	日常生活用具給付等事業(自立生活支援用具)	件数	6	6	6
	日常生活用具給付等事業(在宅療養等支援用具)	件数	6	6	6
	日常生活用具給付等事業(情報・意思疎通支援用具)	件数	4	4	4
	日常生活用具給付等事業(排せつ管理支援用具)	件数	1,827	1,925	2,027
	日常生活用具給付等事業(住宅改修費)	件数	1	1	1
	手話奉仕員養成研修事業	実人数	31	32	33
	移動支援事業	実人数	80	92	105
		時間/月	560 (7.0時間/人)	644 (7.0時間/人)	735 (7.0時間/人)
地域活動支援センター(基礎的事業)	施設数	1	1	1	
	延べ利用者	5,389	6,050	6,793	
地域活動支援センター機能強化事業(I型)	施設数	1	1	1	
	延べ利用者	10,576	12,026	13,676	
【任意事業】	訪問入浴サービス	実人数	7	8	9
		回/月	30	35	39
	日中一時支援	件数	1	1	1
	点字の広報等発行	件数/月	1	1	1
	就職支度金給付	件数	10	12	15
	自動車運転免許取得・改造助成	件数	3	3	3
	更生訓練費給付	件数/月	16	17	20
	障がい者デイサービス	実人数	2	2	2
日数/月		10	10	10	



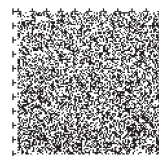
10 本計画におけるSDGsの取組

SDGs（持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals））は、経済・社会・環境の3つのバランスが取れた社会を目指すための国際目標であり、平成27年9月に国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に掲げられているものです。

このSDGsは、発展途上国だけでなく、先進国も含めたすべての国々、人々を対象としており、令和12年までに持続可能な世界を実現するための17のゴールと169のターゲットで構成されています。「誰一人取り残さない」社会の実現を目指し、達成に向けてすべての人々がSDGsを理解し、それぞれの立場で主体的に行動することが求められています。

本計画に掲げる各事業を推進するにあたっては、SDGsの17の目標項目のうち、次に示す8つの取組目標を意識し、地域や関係団体と連携しつつ、市民の最善の利益が実現される社会を目指します。

 <p>1 貧困をなくそう</p>	<p>1. 貧困をなくそう</p> <p>全ての市民に必要最低限の暮らしが確保されるよう、きめ細やかな支援策に取り組みます。</p>
 <p>3 すべての人に健康と福祉を</p>	<p>3. すべての人に健康と福祉を</p> <p>あらゆる年齢の全ての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進していくことで、市民の健康状態の維持・確保に取り組みます。</p>
 <p>4 質の高い教育をみんなに</p>	<p>4. 質の高い教育をみんなに</p> <p>全ての人に包摂的かつ公正な質の高い教育をみんなに確保し、生涯学習の機会を促進できるような環境づくりに取り組みます。</p>
 <p>8 働きがいも経済成長も</p>	<p>8. 働きがいも経済成長も</p> <p>全ての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい生活ができるような環境づくりに取り組みます。</p>
 <p>10 人や国の不平等をなくそう</p>	<p>10. 人や国の不平等をなくそう</p> <p>少数意見を吸い上げつつ、不公平・不平等のないまちづくりに取り組みます。</p>
 <p>11 住み続けられるまちづくりを</p>	<p>11. 住み続けられるまちづくりを</p> <p>包摂的で、安全な、レジリエント（強じんさ、回復力）で持続可能なまちづくりを進めます。</p>
 <p>16 平和と公正をすべての人に</p>	<p>16. 平和と公正をすべての人に</p> <p>すべての人々に司法へのアクセスを提供するとともに、あらゆるレベルにおいて効果的で責任ある包摂的な制度を構築します。</p>
 <p>17 パートナリープで目標を達成しよう</p>	<p>17. パートナリープで目標を達成しよう</p> <p>市、関連団体、市民、NPO等の多くの関係者との協力関係を築き、パートナーシップを活性化して目標達成に取り組みます。</p>



11 計画の点検・評価

本計画の進行管理については、八潮市自立支援協議会を中心に行うものとし、年度ごとに施策の進捗状況、サービスの見込量等の達成状況を点検・評価し、その結果に基づいて次期計画を策定していくという「PDCAサイクル」による進行管理を行います。

また、計画の進行管理の状況は、広く市民に公表し、透明性の確保を図ります。



第8次八潮市障がい者行動計画・第7期八潮市障がい福祉計画 【概要版】

<発行年月>令和6年3月 <編集・発行>八潮市 健康福祉部 障がい福祉課
〒340-8588 埼玉県八潮市中央一丁目2番地1
電話番号：048-996-2111 (代表) FAX：048-997-5300
ホームページ：http://www.city.yashio.lg.jp/

